（マイナポータルを利用せず個人番号を入力、提出された方）

令和７年(2025年)７月11日

高等学校等就学支援金を

受給している生徒とその保護者の方へ

北海道遠別農業高等学校長　武田　幹弘

高等学校等就学支援金受給に係る収入状況の確認のお知らせ

このことについて、高等学校就学支援金（以下、「就学支援金」という。）の受給資格の認定を受けている方は、毎年６月頃に所得情報が更新されるため、これに基づいて収入状況の確認を行います。すでに個人番号が確認できる書類を提出された方は、個人番号を利用し、確認作業を行うため、基本的に手続不要です。（**継続受給の意思の「ある・ない」を、高等学校等就学支援金申請システム（ｅ－Ｓｈｉｅｎ）（以下、「システム」という。）に登録して終了です。**

ただし、保護者等に変更があった場合や、前年の１月１日現在の課税地から本年の１月１日現在の課税地に変更があった場合は、変更届出が必要ですので、システムにより、期日までに届出してください。

また、就学支援金の継続受給を希望しない方は、システムにより、受給権放棄の意向を登録願います。

記

１　届出期日

令和７年(2025年) ７月23日（水）

２　届出方法

本校ホームページの【事務室・証明書】内、｢高校生等就学支援金｣についての｢就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」各種マニュアル」③継続届出編、④変更手続編、臨時支援金申請編を参照してください。

**※「収入状況届出」が「不受理」となっている場合は、「保護者等情報変更届出」により届出してください**。

３　留意事項

(1) 個人番号により収入状況を確認できない場合は、課税証明書等を提出いただくこととなりますので御了承願います。

(2) **確認の結果、次の計算式による算出額が30万4,200円以上となった場合は、高校生等臨時支援金の対象となりますので、別途、高校生等臨時支援金の申請をしていただくことになります。**

【計算式】市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額

※　政令指定都市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※　支給対象となる生徒等本人が平成21年１月２日から平成21年４月１日生まれの場合、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除して計算する。

(3) 受給権を放棄した場合は、受給資格は消滅し、７月分から授業料を納付していただきます。

(4) 確認の結果については、後日頃文書でお知らせする予定です。

(5) 養子縁組等により保護者等の人数に変更があった場合は、事務担当者藤本（TEL01632-7-2376）までご連絡ください。

(6) そのほか、期日までに届出ができない場合やその他不明な点がある場合は、事務担当者までご連絡ください。